

施設利用料金の改定について(お知らせ)

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。
 なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額(熱田神宮公園)

指定管理者：岩間造園 株式会社

熱田神宮公園

(単位：円)

施設名	区分	単位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
庭球場使用料		2時間につき	620	630
		4時間につき	1,230	1,250
		8時間につき	1,850	1,880
球技場使用料	全部利用	2時間につき	1,650	1,680
		4時間につき	3,290	3,350
		8時間につき	4,940	5,030
	1/2利用	2時間につき	1,240	1,260
		4時間につき	2,470	2,520
		8時間につき	3,700	3,770
	照明設備	全部利用30分につき	5,140	5,240
		2分の1利用30分につき	2,570	2,620
	野球場使用料	全部利用	2時間につき	6,580
4時間につき			13,160	13,400
8時間につき			19,740	20,110
投球練習場のみの利用		1室2時間につき	410	420
		1室4時間につき	820	840
		1室8時間につき	1,230	1,250
会議室		2時間につき	1,850	1,880
附属放送設備		2時間につき	720	730